

平成31年 No.15

○東京学芸大学教育実習委員会教育実習実施部会要項の一部を改正する要項

改正理由

委員会等の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成31年 2 月 27 日 教育実習委員会 審議・承認

東京学芸大学教育実習委員会教育実習実施部会要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成31年 2 月28日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

東京学芸大学教育実習委員会教育実習実施部会要項の一部を改正する要項

東京学芸大学教育実習委員会教育実習実施部会要項（平成20年 4 月16日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学教育実習委員会教育実習実施部会要項の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （審議及び処理事項） 第2条 部会は、次に掲げる事項の審議及び処理に当たる。 （1）教育実習生の派遣計画及び指導に関すること。 （2）各都道府県教育委員会及び教育実習協力校との連絡調整に関すること。 （3）教科別連絡教員等に関すること。 （4）その他教育実習の具体的事項に関すること。 （組織） 第3条 部会は、次に掲げる委員で組織する。 （1）教育実践研究支援センター長 （2）各学系から選出された教員 各3名 （3）教育実践研究支援センター教育実習指導部門教員 （4）保健管理センターから選出された教員 1名 （5）附属学校運営参事 （6）附属学校の教育実習主任 12名 （7）第5条第1項の部会長が委嘱する者 若干名 （8）学務課長 （任期） 第4条 前条第2号から第4号及び第7号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 （部会長等） 第5条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は第3条第1号の委員をもって充て、副部会長は部会長が指名する。 2 部会長は、部会を招集し、議長となる。 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。 〔省略〕	〔省略〕 （審議及び処理事項） 第2条 部会は、次に掲げる事項の審議及び処理に当たる。 （1）教育実習生の派遣計画及び指導に関すること。 （2）<u>教育実習の成績評価及び単位認定に関すること。</u> （3）各都道府県教育委員会及び教育実習協力校との連絡調整に関すること。 （4）教科別連絡教員等に関すること。 （5）その他教育実習の具体的事項に関すること。 （組織） 第3条 部会は、次に掲げる委員で組織する。 （1）教育実践研究支援センター長 （2）<u>教務委員会から選出された教員 1名</u> （3）各学系から選出された教員 各3名 （4）教育実践研究支援センター教育実習指導部門教員 （5）保健管理センターから選出された教員 1名 （6）附属学校運営参事 （7）附属学校の教育実習主任 13名 （8）第5条第1項の部会長が委嘱する者 若干名 （9）学務課長 （任期） 第4条 <u>前条第3号、第4号、第5号及び第8号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。</u>ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 （部会長等） 第5条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は<u>教育実践研究支援センター長</u>をもって充て、副部会長は部会長が指名する。 2 部会長は、部会を招集し、議長となる。 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。 〔省略〕

(<u>副学長及び委員会委員の出席</u>) 第7条 <u>学士課程を所掌する副学長及び教育実習委員会の委員は</u>，必要に応じて部会に出席し，意見を述べることができる。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は，平成31年4月1日から施行する。</u>	(委員会委員の出席) 第7条 教育実習委員会の委員は，必要に応じて部会に出席し，意見を述べる ことができる。 〔省略〕
---	--